(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員延長
鎌倉市関谷字石原谷戸八九八番一二三から同市関谷字石原谷戸八九八番一一七まで	一〇・五七～三〇・七九メートル　〇・一二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員延長
横浜市栄区田谷町字相ノ田二〇四四番四九から同市戸塚区深谷町字ヲトリハ六六七番二七まで	〇・〇〇～一三八・八九メートル　一・六六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び二百五十二号	魚沼市下倉字馬場一六六番三から同市下倉字馬場五一番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市美佐島字栗ノ木田一〇五番四から同市余川字牛蒡島三三五七番一まで	前	一六・七五～四八・六〇メートル　〇・三八一キロメートル
	後	一八・四五～四二・七〇メートル　〇・三八一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市八幡字日越一三〇番五から同市八幡字日越一〇二番六まで	前	一六・三四～四九・六五メートル　〇・一一二キロメートル
	後	一六・八一～五二・〇〇メートル　〇・一一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市八幡字日越一三〇番五から同市八幡字日越一〇二番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡朝日町道下字小埜田九二九番一から同町平柳字中田四五一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○中部地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

一(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市采女町字清水二九九八番の一八まで	前	A　九・六〇～一二〇・〇〇メートル　一七・四三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一九・〇〇～一七六・〇〇メートル　三・〇八一キロメートル	
	後	A　九・六〇～一二〇・〇〇メートル　一七・四三二キロメートル	
		B　一九・五〇～一七六・〇〇メートル　三・〇八一キロメートル	
		C　三〇・〇〇～一四七・〇〇メートル　三・一七三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所